

当会会員施設の皆様へ

(政令市・中核市区域)

大阪府訪問看護ステーション協会

**「訪問看護師による在宅療養者への健康観察」事業  
協力訪問看護ステーションの募集について (政令市・中核市区域)**

拝啓 盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は当会活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、当会では、府と委託契約し、7月12日より、標記事業を大阪府保健所管轄区域で開始しておりますが、この度、以下の政令・中核市においても本事業が開始される運びとなりました。(大阪市、高槻市、寝屋川市、東大阪市、八尾市)

つきましては、本事業にご登録いただける訪問看護ステーションの募集を行います。本事業に賛同しご協力いただける訪問看護ステーションは、当会特設ページ 設置の応募 WEB フォームより、①事業所名、②管理者氏名、③健康観察可能曜日、時間、④可能訪問地域(管轄保健所単位)等をご入力の上、送信ください。

「健康観察対応マニュアル」、Q&A、関連資料等は、当会「健康観察事業」特設ページで閲覧、ダウンロードができます。

緊急事業であり、正式な手続きは後日となります。ご登録いただきました事業所には、当会より仕様書、委任状、口座振込み書、返信用封筒をお送りします。

記

Q&A や応募フォームは以下の「健康観察事業」当会特設ページより

<https://daihoukan.or.jp/kenkoukansatu-2021-page/>

～本事業の追加説明会をオンラインで開催します(当会 HP 参照・申込要)～  
7月27日(火) 12:30～13:00

**【健康観察支援事業とは】**

新型コロナウイルス感染症陽性の在宅患者には、保健所が電話で健康観察を行いますが、電話で状況確認が困難な高齢者等において、保健師に代わり訪問看護師が訪問し健康観察を行う

**【契約方式】**

大阪府と当協会(及び本事業実施の訪問看護ステーション/会員)が委託契約(集合契約)

**【健康観察業務】**

**対象:** コロナ陽性者で自宅療養・待機者のうち保健所が必要と判断、本人の同意がある患者

**対象地域:** 追加区域(大阪市、高槻市、寝屋川市、東大阪市、八尾市) 7月20日現在

**開始日:** 事業は、8月4日の開始を目途としています。市により開始日が異なる可能性があります

**依頼:** 保健師が、登録訪問看護 ST へ依頼、情報提供(電話後、メールで依頼書送付)します  
依頼時点(日)の状況で、当該患者の依頼を受ける受けないを保健師に回答下さい。

**実施:** 訪問看護ステーションが健康観察(健康相談・観察・療養指導)し、保健師へ速やかに電話報告後、翌日報告書送付。感染予防の観点より居室滞在時間は15分を想定。

**委託料:** 看護師一訪問当たり 20,000 円、出務関連費 50,000 円(一事業所 1 回限り)

- ★患者宅設置のパルスオキシメーターで、SPO2 を測定、状態観察、療養指導を行う
- ★N95 マスクやガウン、手袋、キャップ、足袋、フェイスシールド、ゴミ袋等は管轄保健所で配布
- ★救急要請、入院要請は、保健所が行います。
- ★介護保険や医療保険による訪問看護ではありません。

問い合わせ 大阪府訪問看護ステーション協会 TEL 06-6767-3800